

## 第4章 地球環境保全への貢献のために

### 第1節 地球環境問題への取組み

平成4年6月に、ブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)が開催された。この会議において「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」が発表され、持続可能な開発に向けての世界的な合意が形成されるなど地球環境保全への取組みが進められている。(資料編表8-2)

一方、国内においては、平成元年5月に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が設置され、「アジェンダ21行動計画」(平成5年)や「生物多様性国家戦略」(平成7年)などを決定しており、平成9年6月には「地球環境保全に関する当面の取組 - 環境と開発に関する国連特別総会を控えて - 」を申し合わせている。

また、地域においては、国の施策に参加・協力するとともに、県民・事業者・行政が地球環境問題の重大さを十分に認識・理解した上で、日常の行動を見直し、実施可能なものから環境に配慮した行動に変えていくような具体的な施策を講じることが重要である。

本県では、平成10年10月に設置した「環境政策推進会議企画調整部会」を通して、県における地球環境問題に対する取組方策等を検討し、より効率的な対策の推進に努めている。

#### 1 地球温暖化の防止

##### (1) 地球温暖化の防止に関する内外の動向

国においては、地球温暖化対策を総合的に推進するため、平成2年10月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において、地球温暖化防止行動計画を決定した。

また、平成6年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、条約の目的に沿った政策および措置ならびに温室効果ガスの排出と吸収に関する目録等をまとめた日本国報告書を平成6年9月に、第2回日本国報告書を平成9年11月に条約事務局に送付している。

平成9年12月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)」が京都において開催され、法的拘束力のある数値目標を含む京都議定書が採択された。京都議定書の概要は表3-4-1のとおりである。

京都議定書の採択を受けて、国では、平成10年6月に地球温暖化対策推進大綱を決定し、平成10年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定、平成11年4月に全面施行している。法律の概要は図3-4-2のとおりである。

平成13年11月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議」がマラケシュで開催され、京都議定書の運用細則を定める文書が決定され、京都議定書の2002年発効に向けて、先進国等の京都議定書締結が促進される条件が整った。

##### (2) 県における取組み

県では、身近なものから取り組んでいくとの観点から、これまで、アイドリングストップ運動(平成10年度~)の推進をはじめ、ノーマイカーデーの実施(平成11年度~)、福井県庁地球温暖化防止実行計画(平成13年3月)の推進等に努めており、今後とも、これらの取組みを積極的に推進していく。

また、平成12年3月に策定した「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を着実に推進するため、平成12年7月に委嘱した地球温暖化防止活動推進員(アースサポーター)101名を中心に、環境家計簿を使用しながら地域における実践活動等の促進を図るとともに、平成12年9月には、学識経験者、業界・団体、事業者および行政等で構成する「福井県地球温暖化対策推進会議」を設置し、業界、団体等の取組状況の把握や具体的対策の協議を行っている。さらに、温暖化

防止に対する意識の高揚を図るため、平成12年12月には「ふくい地球温暖化防止フォーラム2000」を開催した。

今後とも、「福井県地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、県民、事業者、行政が一体となって、総合的に地球温暖化対策に取り組んでいく。

### (3) 福井県地球温暖化対策地域推進計画

県では、本県における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、平成12年3月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

計画の策定に当たっては、

- ・温室効果ガスの排出状況の把握（1990年度・1997年度実態、2010年度推定）
- ・県民・学生・事業者を対象とした地球温暖化問題に関する意識等調査
- ・計画に対する県民意見の募集（平成12年2月14日～21日）

を実施するとともに、平成11年10月に学識経験者や業界・団体等で構成する「福井県地球温暖化対策地域推進計画策定検討会」（委員10名）を設置し、4回にわたって検討を重ねた。

計画では、2010年度（平成22年度）の温室効果ガス排出量を1990年度に比べ3%削減する目標を掲げるとともに、目標達成のための重点取組みや推進体制を明らかにし、県民、事業者、行政が一体となって地球温暖化防止に向けた取組みを推進することとしている。

なお、計画の体系を図3-4-3に示す。

表3-4-1 京都議定書の概要

<p><b>数量目標（第3条）</b>            対象ガス： 二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>。            基準年： 1990年（平成2年）            呼吸源の取扱： 1990年以降の新規の植林、再植林および森林減少を対象とした温室効果ガス吸収量を加味            目標期間： 2008年（平成20年）から2012年（平成24年）            削減目標： 先進国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。            バンキング： 目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。</p>
<p><b>政策・措置（第2条）</b>            先進国は数量目標を達成するため、例えば、エネルギー効率の向上等の措置をとる。</p>
<p><b>共同達成（バブル）（第4条）</b>            数量目標の達成の約束を共同で果たすことに合意した先進国は、これら諸国の総発生量が各締約国の割当量の合計を上回らない場合には、その約束を果たしたとみなされる。</p>
<p><b>排出権取引（第16条その2）</b>            先進国は、議定書の約束を達成するために、排出権取引に参加できる。条約の締約国会議は、排出権取引に関連する原則やルール、ガイドライン等を決定する。数量目標の達成を果たすため、すべての先進国は、他の先進国から割当量を移転または獲得することができる。京都会議においては、排出権取引に関し、第4回締約国会議において関連規則などの作成を行うことなどを決めた。</p>
<p><b>排出削減ユニット（第6条）</b>            数量目標を達成するため、先進国は、発生源による人為的排出を削減すること、あるいは吸収源による人為的除去を増進することを目的としたプロジェクトによる排出削減ユニットを他の先進国に移転し、または他の先進国に移転し、または他の先進国から獲得することができる。先進国と開発途上国との共同実施は、クリーン開発メカニズムの下で行うことができる。</p>
<p><b>クリーン開発メカニズム（第12条）</b>            クリーン開発メカニズムは、開発途上国の持続可能な開発と気候変動枠組条約の目的達成を支援し、かつ先進国の数量目標の達成を支援するものである。            本メカニズムにより、開発途上国は排出削減につながるプロジェクト実施による利益が得られ、先進国はこうしたプロジェクトによって生じる「承認された削減量」を自国の数量目標の達成のために使用できる。</p>
<p><b>不履行（第17条）</b>            本議定書の第1回締約国会合で、条約の不履行に対する適性かつ効果的な手続および仕組み、例えば、不履行の原因、態様、程度や頻度を考慮に入れた不履行の内容に関するリスト等について承認される。</p>
<p><b>発効要件（第24条）</b>            本議定書を批准した先進国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全先進国の合計の排出量の55%以上を占め、かつ、55か国以上の国が批准した後、90日目に発効する。</p>

図3-4-2 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

定義：6種の温室効果ガスを対象。各ガスの地球温暖化係数を乗じて合算して総排出量を算定。

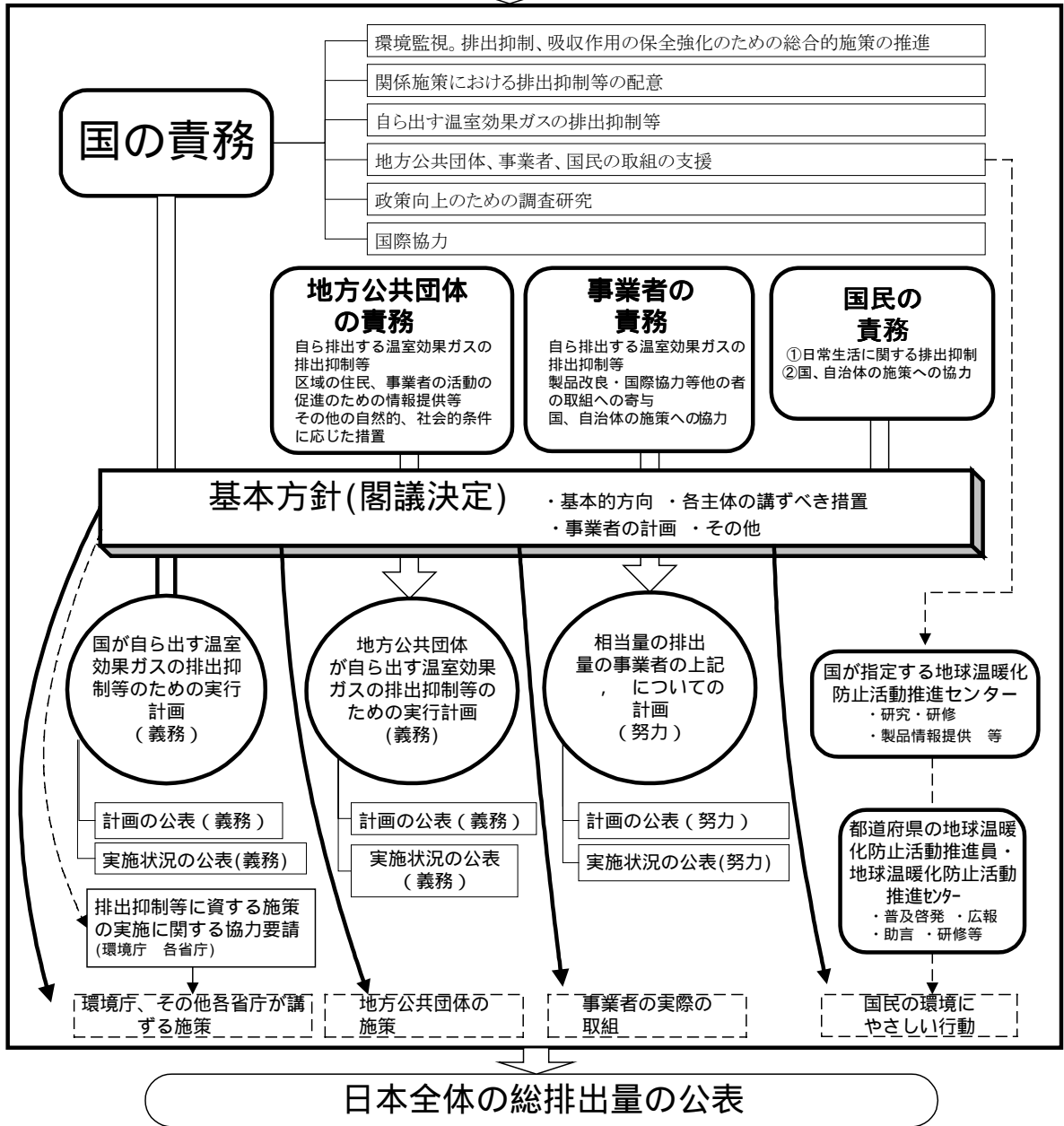


図3-4-4-3 「地球温暖化対策地域推進計画」の体系

### 第1章 計画の基本方針

1 計画策定の背景

- 地球温暖化防止京都会議 (COP3) (1997年12月開催)
- 地球温暖化対策推進法 (1999年4月施行)

本県における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進「福井県地球温暖化対策地域推進計画の策定 (2000年3月)」

2 計画の位置づけ

基本理念 → 福井県環境基本条例  
 目標・施策 → 福井県環境基本計画  
 推進計画 → 福井県地球温暖化対策地域推進計画

3 計画の基本的事項

○対象とする温室効果ガス

地球温暖化防止京都会議 (COP3) および地球温暖化対策推進法で対象としている6物質

- ・二酸化炭素
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・代替フロン類 (HFC、PFC、SF<sub>6</sub>)

○目標期間

- ・基準年：1990年度 (平成2年度)
- (ただし、代替フロン類は1995年度)
- ・現況年：1997年度 (平成9年度)
- ・目標年：2010年度 (平成22年度)

○削減目標

- ・本県の特徴を踏まえた実現可能な削減目標を設定
- (注) 国の削減目標：6% (1990年比) (排出権取引等) による削減分を含む)

### 第2章 私たちの暮らしと地球温暖化

1 地球温暖化の現状

- (1) 地球温暖化のメカニズム
  - ・温室効果ガスの排出増加によって、地球全体の温度が上昇
- (2) 温室効果ガス、気温の上昇
  - ・二酸化炭素の増加：約1.5ppmv/年
  - ・気温の上昇：世界0.6℃ 日本0.9℃ 福井1.1℃/100年

2 地球温暖化の影響

- (1) 海面の上昇
- (2) 生態系の変化
- (3) 農業への影響
- (4) 人の健康への影響

### 第3章 地球温暖化をめぐる現状と課題

1 自然・社会的状況

- ・最近10年間の降雪量が減少
- ・自動車の保有台数が多い
- (一) 世帯あたりでは全国第1位)
- ・電灯使用量が全国に比べて多い

2 県民等の意識 (アンケート調査結果)

- ・地球温暖化問題への関心が高い
- ・自分あるいは自社ができる身近なことから行動することが必要との考えが多い
- ・ごみの減量化やリサイクルの推進が必要との考えが多い
- ・手間や費用のかかる取組み、便利さが損なわれる取組みの実施率が低い
- ・環境教育、学習の充実の要望が強い

3 地球温暖化をめぐる課題

- ・全ての主体の取組みと体制の整備
- ・公共交通機関の利用促進
- ・家庭やオフィスにおける省エネルギー対策の推進
- ・環境教育、学習の推進
- ・適切な情報の伝達と手法の工夫

### 第4章 温室効果ガス排出量の現状と将来

現状 (1990、1997年度)

- ・1990年度から1997年度にかけて8.3%の増加

将来 (2010年度)

- ・追加的な対策がなければ、1990年度から26.8%の増加

### 第5章 削減目標と削減シナリオ

1 削減目標

(1) 削減目標の検討 (4つのケースについて検討)

区分	取組内容
ケース1	改正省エネ法や県関連計画等の目標達成、産業部門を中心とした対策の実施
ケース2	ケース1 + (エコドライブ(燃費率：60%削減) エコドライブ(実施率：60%削減) エコドライブ(実施率：34%削減)
ケース3	ケース1 + (エコドライブ(燃費率：80%) エコドライブ(実施率：80%) エコドライブ(実施率：5%削減)
ケース4	ケース1 + (エコドライブ(燃費率：100%) エコドライブ(実施率：100%) エコドライブ(実施率：10%削減)

1990年度からの削減率

ケース1：11%
ケース2：2%
ケース3：3%
ケース4：4%

(2) 削減目標

○目標設定の視点

- ・国の削減目標に向けた地域レベルでの全ての主体による努力、貢献
- ・実現可能性の考慮と貢献を目指す姿勢

○削減目標

2010年度における温室効果ガス排出量を1990年度に比べて3%削減

2 削減シナリオ

産業部門：882千トン	運輸部門：470千トン
民生部門：689千トン	廃棄物部門：26千トン
新エネルギー：72千トン	二酸化炭素合計：2,139千トン
メタン：21千トン	一酸化二窒素：15千トン
代替フロン類：417千トン	温室効果ガス合計：2,592千トン

### 第6章 目標達成に向けて

1 地球温暖化防止のための行動

- ・県民：ライフスタイルの見直し
- ・事業者：地球環境に配慮した事業活動の推進
- ・行政：県民・事業者の取組み支援および率先実行

2 目標達成のための重点取組み

- ・本県における排出特性 (産業、運輸、民生の3部門のうち事業活動に伴う二酸化炭素の排出量は総排出量の約64%、乗用車からの排出量は約10%など)
- ・県民等の意識

【産業部門】・環境自主行動計画の目標達成および自主行動計画の策定促進

【運輸部門】・エコドライブの推進

- ・低公害車の導入促進
- ・公共交通機関の利用促進

【民生部門】・エコドライブの推進

- ・エコオフィスの推進

【廃棄物部門】・ごみ減量化・リサイクルの推進

【新エネルギー】・新エネルギーの導入

【緑化】・緑化の推進

【環境教育情報】・環境教育・学習の推進

- ・情報提供の推進および普及啓発

### 第7章 計画推進のために

1 推進体制の整備

(1) 全県的な取組みの推進体制

- ・「福井県地球温暖化対策推進会議 (仮称)」の設置
- ・「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱
- ・市町村との連携
- ・地球温暖化対策と関連する組織との連携

(2) 県庁内の推進体制

- ・「福井県環境政策推進会議」での推進

2 進行管理

- ・施策の進捗状況の点検、評価
- ・温室効果ガス排出量の把握、公表
- ・必要に応じた計画の見直し

#### (4) 二酸化炭素の排出の少ない生活様式の普及啓発

##### ア アイドリングストップ運動

自動車排出ガスによる大気汚染と地球温暖化の防止を図るため、6月の「環境月間」および12月の「大気汚染防止月間」に街頭キャンペーンを実施し、駐停車中のアイドリングをやめるよう県民に呼びかけた。

また、県内の212郵便局を通じて「グリーンエコーはがき」を5万枚発売し、アイドリングストップの励行を広く呼びかけた。

##### イ ノーマイカーデーの普及促進

モータリゼーションの進展等により利用者が大幅に減少している鉄道やバス等の公共交通機関については、高齢社会を迎え、沿線地域住民にとって今後ますます必要不可欠な交通手段であるとともに、本県を訪れる人の移動手段確保の点からも失うことのできない重要な社会基盤である。

また、地球温暖化の防止など地球環境保全が求められている中、公共交通機関は、エネルギー効率に優れ、環境に優しいことから再評価されてきている。

このため、公共交通機関の利用促進と地球環境の保全を目的として、全県的な「ノーマイカーデー」を実施し、広く県民運動として推進を図る。

##### 実施方法

- |   |              |  |
|---|--------------|--|
| 1 | 対象者          | 県、市町村、国出先機関、参加民間企業の職員のうち、自家用車通勤者   |
| 2 | 実施内容（平成13年度） | 毎月1日・16日を「ノーマイカーデー」とし、参加を呼びかける。<br>（土曜日、日曜日、祝日も実施し、広く県民全体に参加を呼びかける。）<br>有識者、産業界、消費者等、県内各層からなる推進委員会の開催<br>テレビ、ラジオ、新聞、街頭キャンペーン等、幅広い広報啓発活動<br>京福、福鉄の電車、バスの当日の運賃割引 |
| 3 | 実施結果（平成12年度） | ・ 毎回、県全体で約6千人が参加<br>・ 当日の電車、バスの利用は、通常時と比べて1割前後の増加<br>・ 主要交差点の道路交通量は、通常時と比べて数パーセントの減少   |

## 2 オゾン層の保護

### (1) オゾン層保護に関する内外の動向

オゾン層を保護するための国際的な枠組みとして、1985年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択され、さらに同条約に基づき採択された「モントリオール議定書」によって、フロンの生産規制が取り決められた。

これによって、オゾン破壊係数が大きい特定フロン（CFC）については、1995年末で生産が全廃され、また、代替フロン（HCFC）についても2020年末までに順次生産が廃止されることになった。

日本では、昭和63年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、モントリオール議定書に沿ったフロンの生産規制をはじめ、排出の抑制や使用の合理化等を推進している。

### (2) 県におけるこれまでの取り組み

平成7年8月に設置した「福井県フロン回収推進会議」における検討結果に基づき、県の補助制度を活用して平成9年度までに県内14か所すべての粗大ゴミ処理場がフロン回収機を整備した。

また、消費者にフロン回収の輪を広げていくことを目的に、平成9年4月から、フロン回収協力事業所の認定制度を開始した。認定の対象は、フロン回収機を整備してフロンを回収する

事業所のほか、消費者から持ちこまれた廃家電品や廃自動車のフロン回収を回収事業所に依頼する家電販売店や自動車販売店等としている。認定した 367 事業所に対して、店頭掲示用のシールを配布するとともに、インターネットを通じて事業所名を公表し、消費者にその利用を呼びかけてきた。

市町村や認定事業所等で回収されたフロンは、平成 9 年度までに約 900kg、平成 10 年度に約 850kg、平成 11 年度に約 1,100kg、平成 12 年度に約 820kg を県外の破壊処理施設で処理した。

また、カーエアコンからのフロン回収については、(社)日本自動車工業会および(社)日本自動車部品工業会の回収・破壊システムにより、フロン回収が行われてきた。

業務用冷凍空調機器からのフロン回収についても、(社)日本冷凍空調工業会、(社)日本冷凍空調設備工業連合会および冷媒回収促進センターが、独自の回収・破壊システムにより、フロン回収に取り組んでいる。

### (3) フロン回収・破壊の法規制

家庭用の冷蔵庫とルームエアコンの冷媒フロンについては、平成 13 年 4 月に施行された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に基づき、家電メーカー等が回収を実施することが義務付けられた。

また、業務用冷凍空調機器(自動販売機を含む。)とカーエアコンについては、これまで業界の自主的取組にゆだねられてきたが、平成 13 年 6 月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定され、これらの機器についてもフロン回収が義務付けられることになった。なお、これらの機器に充てんされているフロンを業として回収しようとする者またはカーエアコンの引取を業として行おうとする者は知事の登録を、また、フロン類の破壊を業として行おうとする者は主務大臣の許可を受けなければならないことになった。

## 3 酸性雨対策

### (1) 酸性雨対策に関する内外の動向

国では、欧米における酸性雨被害の情報等を踏まえ、昭和 58 年度から酸性雨対策検討会を設け、第 1 次(昭和 58~62 年度)、第 2 次(昭和 63~平成 4 年度)、第 3 次(平成 5~9 年度)、第 4 次(平成 10~12 年度)の酸性雨対策調査を実施してきている。

また、酸性雨の影響を未然に防止するためには国際協力が不可欠であることから、東アジア各国との酸性雨モニタリングネットワークの構築を図っており、現在、ネットワークセンターが新潟県に設置されている。

### (2) 県における取組み

県では、昭和 45 年度から、酸性雨の調査を開始し、昭和 62 年度からは、全国的に統一された方法により実施している。現在、福井市、敦賀市、勝山市、越前町の 4 地点で継続して監視を行っている。

また、酸性雨による土壤や植生、陸水等生態系への影響についても、国の実施する酸性雨対策調査に参画し、継続的なモニタリング調査を行っている。

さらに、平成 10 年度からは、固有種のヤシャゲンゴロウの生息でも知られる夜叉ヶ池(今庄町)において、その水質への酸性雨の影響調査を実施している。

#### 4 その他の地球環境問題に対する取組み

##### (1) その他の地球環境問題に対する内外の動向

1997年6月に国連環境開発特別総会（UNGASS / リオ+5）が、ニューヨークで開催され、1992年の国連環境開発会議（UNCED / 地球サミット）における合意事項の実施状況のレビューと今後優先的に取り組むべき課題についての検討が行われ、「アジェンダ21の一層の実施のための計画」が採択された。

また、この包括的なレビューを平成14年のUNGASS（リオ+10）で行うことが定められ、これに向けた分野別テーマや分野横断的テーマなど、持続可能な開発委員会（CSD）の作業計画が示された。（表3-4-4）

表3-4-4 1998～2002年における持続可能な開発委員会の作業計画

年	最優先課題	分野別テーマ	分野横断的テーマ	経済部門 / 主要グループ
1998	貧困、消費と生産パターン	淡水管理に係る戦略的アプローチ	技術、教育等の移転	産業
1999		海洋	消費・生産パターン	観光
2000		陸上資源の統合的アプローチ	資金、貿易と投資、経済成長	農業
2001		大気、エネルギー	情報、国際協力	エネルギー、交通
2002	包括的レビュー			

国内においては、平成9年6月に、「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が開催され、地球環境保全のための国際的な枠組みの形成・強化、地球環境に関する調査研究や観測・監視の促進、国内の持続可能な社会の実現に向けた取組等を柱とした当面の取組みがまとめられた。

##### (2) 県における取組み

###### ア 熱帯雨林保護対策実施要項

県では、公共施設工事において、コンクリート型枠として使用していたラワン合板（熱帯雨林の木材）の代替材料として、「針葉樹合板」、「ラス型枠」および「フラットデッキ型枠」等の使用基準を定め、熱帯雨林の木材の使用を削減し、地球環境保護への寄与を推進している。

このため、営繕工事における「熱帯雨林保護対策実施要項」を定め、大規模工事を中心にラワン合板以外の型枠を積極的に使用している。

今後とも施設の工事にあたっては、可能な限りラワン合板の代替材料を使用することにより、熱帯雨林木材の使用の削減を図っていく。

###### イ 公的施設における取組み

公的施設への省エネルギー型設備の導入や余剰エネルギーの有効利用、自然エネルギーの活用など環境への負担の少ないシステムの導入を行っている。

県の主な施設においては、「福井県立恐竜博物館」、「化学物質対策調査研究施設」での蓄熱式空調システムの採用や、「福井合同庁舎」、「奥越合同庁舎」、「若狭湾エネルギー研究センター」に太陽光発電システムの導入を行っている。

今後ともその有効性等を考慮しながら、環境への負担の少ないシステムの導入を図っていく。

## 第 2 節 国際環境協力

地球環境の保全に貢献するため、開発途上国等の環境問題に関係するイベントの開催や研修員の受入れ等を行っている。

平成 13 年 11 月には、財団法人福井県国際交流協会が「地球は一つ、交流から協力へ」をテーマに「福井国際フェスティバル」を、県国際交流会館で開催した。このイベントでは、アジアやアフリカを対象地域にしている国際交流・協力団体が、それぞれのブースで、開発途上国の農林業の振興や環境衛生問題などに対し全地球的に支援する必要性について、来場する県民に啓発を行った。

また、県の試験研究機関においては、環境関係技術の修得を希望する海外からの技術研修員を受け入れている。環境科学センターでは平成 11 年 11 月から平成 12 年 9 月までの 11 か月間、中国浙江省から研修員 1 名を受け入れた。農業試験場では、平成 13 年 5 月から平成 14 年 3 月までの 11 か月間、南米ブラジルから農業分野における環境保護技術を学ぶ研修員 1 名を受け入れている。

このほか、県では、地球環境問題等の国際協力に積極的に取り組む県内の民間非営利団体を支援するため、国際協力活動等育成支援事業制度を平成 8 年度に創設している。これにより、平成 12 年度でアフリカ・ケニアで植林事業活動を行った団体に助成を行っている。



## 第3節 循環型社会づくり

### 1 リサイクルの促進

廃棄物の中には、古紙や容器包装廃棄物などリサイクル（廃棄物の再利用、再資源化）できるものが多く含まれており、これらをできる限りリサイクルすることは、循環型社会の構築、省エネルギーの促進、地球環境の保全の観点から重要である。

資源ごみの分別収集、再生資源や再生品の利用など、県民・事業者のリサイクルへの取組を促進するため、市町村において、分別収集体制の整備や住民の意識啓発を行っている。県においても、「ごみスリム・スリム運動」の展開による県民の意識啓発や、「産業廃棄物減量化指導員等制度」による多量排出事業者への相談指導を行ってきた。

今後は、平成12年6月に公布された「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、ごみの減量化・リサイクルの取組を一層強化するため、一般廃棄物において「ごみ減量化・リサイクル日本一」を目指し、県民、事業者、市町村、県それぞれの役割分担のもと、総合的な対策を進め、産業廃棄物において「福井県産業廃棄物自主管理システム」等による多量排出事業者の計画的な取組を図っていく。

### 2 省資源・省エネルギー

#### (1) 新エネルギー・省エネルギーの推進

地球環境負荷の少ない地域づくりの実現を目指し、「福井県新エネルギー・省エネルギービジョン」を平成11年度に策定し、新エネルギー導入と省エネルギー推進に取り組んでいる。

本ビジョンに基づき、平成13年度に福井合同庁舎、奥越合同庁舎および県若狭湾エネルギー研究センターに太陽光発電設備を設置するとともに、平成13年度から14年度にかけて福井市国見岳に風力発電所を建設している。

##### 風力発電施設整備整備の概要

設置場所	福井市国見岳福井市森林公園内
設置規模	1,800kW(900kW×2基)
事業スケジュール	平成13～14年度 設置工事

さらに、平成13年度に設置費の一部を補助する「住宅用太陽光発電設備導入促進事業」を開始し、一般住宅の太陽光発電設備導入推進に取り組んでいる。

#### (2) 省資源・省エネルギーに関する企業の支援

これまでのような多大なエネルギーを使用した大量生産による産業活動は、地球温暖化やオゾン層破壊、資源の大量消費など、地球規模での環境問題を引き起こしており、今後は企業においても、エネルギー使用の合理化、特定フロン等からの代替品・代替技術への転換、再生資源の回収再利用の推進など、産業活動を巡るエネルギー環境問題への対応が急務となっている。

このような中、平成12年4月からは小規模事業者を除く事業者が紙パック、段ボール以外の紙製容器包装、およびペットボトル以外のプラスチック製容器包装の再商品化義務対象者となる「容器包装リサイクル法」が完全施行となり、さらに使用済みの家電製品を対象とした特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）も平成13年4月から完全施行された。

また、政府は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正を行い、平成11年4月から施行した。この改正により、これまでは主に大規模事業所が対象であった「エネルギー管理指定工場」（電力使用量が年間1,200万kWh以上、燃料使用量が重油換算で年間3,000kℓ以上の製造業、鉱業、電気・ガス・熱供給業）は、「第1種エネルギー管理指定工場」に名称が変更された。また、「第1種エネルギー管理指定工場」以外の事業所で、電力使用量が年間600万kWh以上、燃料使用量が重油換算で年間1,500kℓ以上の事業所（全業種）は、新た

に「第2種エネルギー管理指定工場」としての申請が必要となり、エネルギー管理員の選任、省エネルギー講習受講義務、エネルギー使用状況の記録義務が課せられることとなった。

このように、省エネルギーに関する規制の対象は、大規模企業から中規模企業にまで拡大されており、中小企業においてもこれまで以上に省エネルギーへの取り組みが求められてきているが、中小企業においては、社内に専任のエネルギー管理者を置いている企業が少なく、また省エネルギー対策に関する技術などの情報も不足しがちであることから、十分な対策が講じられていないのが実状である。

そこで(財)福井県産業支援センターでは、エネルギー等の使用の合理化、再生資源の利用等に関する事業活動に積極的に取り組もうとする中小企業を対象に、問題点の分析を行うとともに、実情に即した適切な解決策を具体的に支援するため、中小企業総合事業団からの委託で「エネルギー使用合理化設備導入促進支援事業」を行っている。同事業は、電力や燃料などの省エネルギー対策に取り組もうとする中小企業に対して、対応方法や省エネルギー設備の導入などについてエネルギー使用合理化専門員（専門知識を有する指導員）が現地支援するもので、平成12年度は10件実施した。なお、12年度から中小企業基本法の基本理念の変更により派遣費用が一部受益者となり、平成13年12月末現在で14件実施している。

さらに、同センターでは中小企業総合事業団からの委託で「中小企業エネルギー対応情報提供啓発普及講習会」(省エネルギー講習会)を開催しているほか、企業に役立つ情報を創出し、提供している。また、省エネルギー対策関連の図書、雑誌、ビデオ等を収集し、企業等に対して閲覧・貸出サービスを行うなど、企業が対策を講じる際に参考となるような各種情報の提供にも努めている。

このように県では、支援事業及び情報提供事業を通じて、本県の中小企業の省資源・省エネルギー対応を支援し、地球環境保全に取り組んでいる。

### 3 県民運動の推進

近年、我が国のエネルギー消費は、長引く不況により伸びが鈍化しているが、国民生活の利便性と快適性の追求を背景とするライフスタイルの変化等により、引き続き増加傾向にある。特に家庭では、家電製品や車の大型化、複数所有等により、エネルギー消費が拡大している。

私たちの豊かな社会はこのように、エネルギーの大量消費によって支えられているが、エネルギー需給の面から見れば、我が国は極めて脆弱であると言わざるを得ない。

環境の面からも、地球温暖化、オゾン層の破壊、資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化してきており、私たちの地球環境保全に対する関心は高まってきている。

こうした中で、省資源・省エネルギーの重要性について、私たちの認識は深まりつつあると言えるが、ライフスタイルへの定着に結びつかないのが現状である。

そこで、県では「資源とエネルギーを大切にす運動福井県推進会議」(以下「推進会議」という。)と連携を図りながら、家庭や身近な地域でのエネルギー消費のあり方の見直しや地球環境にやさしいライフスタイルの構築を図るため、省資源・省エネルギー運動を推進している。

推進会議では表3-4-5のような事業を実施するとともに、各構成団体においても、自主活動として様々な方法で、省資源・省エネルギー運動に取り組んでいる。

表 3 - 4 - 5 「資源とエネルギーを大切にす運動福井県推進会議」における実施事業

<p>情報提供および啓発運動の推進</p>	<p>県民に対する街頭キャンペーン                  推進会議の構成団体の各広報誌利用による啓発                  官公庁、事務所および関係団体に対する省エネルギーの要請                  ポスター、チラシ等の省エネルギー資料の配布</p>
<p>消費者団体のリーダー等を対象にした省エネルギー講座の開催</p>	<p>省資源・省エネルギー活動のリーダー養成</p>
<p>省資源・省エネルギーに関するポスターの募集・作成配布</p>	<p>県下児童を対象にポスター募集を行い優秀作品について表彰                  優秀作品のうち、金賞作品の一点を図案とした省資源・省エネルギー意識啓発ポスターを作成配布</p>
<p>省資源・省エネルギー展示会の開催</p>	<p>消費者総合生活展等において、ポスター、入賞作品、パネルによる展示会の開催</p>
<p>省資源・省エネルギー月間運動等の実施</p>	<p>省エネルギー月間等（2月）                  省エネルギー総点検の日（8月1日および12月1日）                  省エネルギーの日（毎月1日）                  これらが、県民の省資源・省エネルギーを考える契機となるよう、                  チラシ、ポスターの配布や各種媒体を通じた啓発運動の実施                  省エネ県民大会において、物質的な豊かさを求めるライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギー型のライフスタイルを構築するなど、広く省資源・省エネルギー意識の啓発と生活の場への定着を図る。</p>
<p>適正包装の推進</p>	<p>過剰・過大な包装は資源の浪費であるという認識を広げるため、「商品の適正な包装に関する基準」を定め、事業者、消費者に対して、普及啓発活動の実施</p>